

地研通信

発行人 梅澤 真樹子
編集人 島内 高太
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 Tel (059) 232-2341

題字 岡本祐次元学長

2012年 地域問題研究所研究員

(研究期間2012年4月～2013年3月)

研究員

雨宮 照雄 自治体財政分析手法の開発
茂木 陽一 近代マビキ慣行の比較研究
楠本 孝 戦前・戦中期の外国人管理法制
山川 和義 労働法的问题に関する日韓比較研究

共同研究者：文 普玄（韓国教育開発院 日本調査委員）

島内 高太 自動車リサイクルをめぐる企業間関係の性格に関する研究
田中 里美 内部留保の実態—企業分析を通じて—
岩田 俊二 三重県内地域の震災避難計画の検証に関する研究 —津市を中心に—
梅澤 真樹子 三重県における長寿地域とその環境要因について
長友 薫輝 皆保険体制の持続可能性～国保加入者の生活実態に着目して～
駒田 亜衣 京都・大和（奈良県）と伊勢神宮を結ぶ三重の歴史街道、
初瀬街道と伊勢本街道沿いの地域にみられる食の文化について
共同研究者：荻本 治子（三重食文化研究会）谷口 水穂（三重短大・名誉教授）

2012年度 地研運営体制 (2012年4月1日現在)

所長 梅澤 真樹子
会計担当 岩田 俊二
年報担当 茂木 陽一
通信担当 島内 高太
HP担当 雨宮 照雄

地研運営委員

法経科 茂木 陽一
生活科学科 岩田 俊二

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。

研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。（研究期間2012年4月～2013年3月）

【研究概要】

研究員名 (共同研究者)	研究テーマ	研究概要
雨宮 照雄	自治体財政分析手法の開発	近年、財政健全化比率の算定・公表や財務諸表の作成を通じて、自治体財政に関する情報は充実してきている。本研究では、従来、決算統計をベースに実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などの指標を用いて行われてきた自治体財政分析と財務諸表に基づく財政分析とを整理し、統一的な自治体財政分析手法を提示したい。また、財務省が開発したキャッシュフローに着目する自治体財政分析の手法を用いて、三重県の市町の財政状況を分析する。
茂木 陽一	近代マビキ慣行の比較研究	近代マビキ慣行の一般的な存在について、三重県との比較で検証することをめざす。具体的な対象としては、前年度に引き続き茨城県の研修を進めると共に、岡山県・島根県を研究対象に追加する。
楠本 孝	戦前・戦中期の外国人管理法	今年7月をもって廃止される外国人登録法の前史としての戦前・戦中期の外国人管理法を検証することで我が国における外国人管理の基本思想解明の端緒とする。
山川 和義 (文 善玄・韓国教育開発院日本調査委員)	労働法の問題に関する日韓比較研究	本研究は、日本と韓国に共通する労働法の問題をとりあげ、当該問題に対応する法政策を比較することで、それぞれの問題の特徴を明確にし、その法的解決のための法政策を検討することを目的とする。対象になりうる問題としては、例えば非正規雇用、労働組合の活動にかんする法制度などがあげられるが、2012年度は2011年度に引き続き日韓の法制度の特徴の整理や共通する問題への対応の比較検討により、日本における新たな問題解決の示唆が得られるものとする。
島内 高太	自動車リサイクルをめぐる企業間関係の性格に関する研究	大量に生産・使用され、廃棄されてきた自動車製品を効果的にリサイクルすることが求められている。この自動車リサイクルをめぐる、法的にリサイクル責任を課せられている自動車メーカーと、自動車メーカーがリサイクル業務を委託しているリサイクル業者との関係のあり方が注目されている。メーカー側（メーカー、メーカー系列の商社・ディーラー）がリサイクル業者を下請化していくのか？あるいは、リサイクル業者が自律的に発展していくのか？今年度は、メーカー側による企業間関係構築の動向について調査研究したい。
田中 里美	内部留保の実態—企業分析を通じて—	近年、内部留保をめぐる議論が活発化し、国民的な関心事となっている。大企業ほど内部留保の額と率が高く、企業内に内部留保を溜め込んでいる状況にある。本研究では、企業規模別の内部留保の状況や、三重県の主要な企業の内部留保の状況を考察する。

岩田 俊二	三重県内地域の震災避難計画の検証に関する研究 一津市を中心に――	三重県では東海、東南海、南海連動地震を想定し、地震防災計画が練られていることと思われるが、特に津波災害についての避難計画では津波避難ビルの募集・指定が広く行われている。津市においても、津波避難ビルの指定が徐々に増えているようであるが、東日本大震災の教訓からも水平方向避難よりも垂直方向避難の有効性が指摘されているものの、津市の津波避難ビルは地域に対して過疎であり水平方向避難が第一義的に必要で、津波避難計画としては万全には見えない。こうした観点から津市の津波避難計画を検証し、あわせて志摩地域等三重県内地域とも比較しつつ、また東日本大震災の避難実態も踏まえ計画の実効性を担保する方法等を考察する。
梅澤 真樹子	三重県における長寿地域とその環境要因について	三重県は南北に細長く、東側は南北に海岸線を持ち、南・西・北側は、鈴鹿山脈や大台山系をはさんで近隣県と接しており、地理的特徴や気候・風土による特異的な環境をもつ地域を生み出している。そこで三重県の過去・現在の統計データをもとに、長寿地域を検索し、さらにその要因をアンケートや聞き取り調査などで生活環境の中から探るものである。
長友 薫輝	皆保険体制の持続可能性～国保加入者の生活実態に着目して～	国保加入者に重い保険料負担が課せられている。保険料のみならず窓口自己負担分が増えた上に失業や収入減に見舞われ、家計を守るために受診を控えざるを得ない状況となっている。結果的に重症化を招き、政府が掲げる医療費抑制策の意図にも反することになると考えられる。国保加入者の生活実態に着目し、国保再生の道筋を探りながら皆保険体制の持続可能性を追求したい。
駒田 亜衣 (蔵本 治子・三重食文化研究会) (谷口 水穂・三重短大・名誉教授)	京都・大和（奈良県）と伊勢神宮を結ぶ三重の歴史街道、初瀬街道と伊勢本街道沿いの地域にみられる食の文化について	『みえ食文化研究会』会員として日頃から三重における食文化を見聞している立場から、地域にみられる興味ある食べものは、それらの地域がたどってきた歴史、とりわけ地域経済や生活状況との関わりが大きいものと容易に推察できる。さらに三重県においては伊勢神宮の存在を抜きには語れないほどの、特殊で、他にはみられない影響を感じるところから、街道を二つに絞り、周辺地域の資料を参考に、古老などからの聞き取り調査を試みて、一端でも解明できればと考える。

企業の法人税負担率についての一考察

田中里美

はじめに

企業は数種類の税金を支払っている。その代表的な税金として法人税がある。法人の所得にかかる税金はわが国では約 40%とされている。この約 40%とよく言われている内訳は、法人税率の 30%（2012 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の法人税率は 25.5%に引き下げられた）に法人が支払う事業税や住民税の税率が上乗せされた税率である。そして諸外国と比較するとわが国の法人税率は高いと報道されている。

しかし、企業利益に対する企業が納付する法人税の割合は決して高くはない。この問題は、消費税増税が議論されている今日において、重要な問題であり、検討されるべきわが国の課題であると考ええる。本稿では法人税に焦点を当て、企業利益に対する法人が納付する税金の割合を再計算し、資本金規模別に企業の税負担率を算定する。そして、特に資本金規模の大きい企業ほど税負担率が低くなっている状況を考察する。

1 税負担率の算定

我が国の法人税制において、企業会計上の利益に対する企業が支払った税金の割合を計算すると、資本金規模の大きい企業ほど税負担率が低くなるという状況にある。これまで、法人税率は 30%であった。しかし、税負担率を企業会計上の利益に対する企業が支払った税金の割合として、調整を加えて算定すると、すべての企業において 30%を下回る税負担率となる。小規模企業の税負担率が低くなることは、応能負担の原則や租税特別措置の趣旨からして容認できるが、特に大規模企業の税負担率が低くなることは応能負担の原則に反するのではないだろうか。

ここでは、国税庁が公表している会社標本調査結果『税務統計から見た法人企業の実態』¹から推計した資本金規模別の税負担率の算定を行うことで、資本金規模の大きい企業ほど租税特別措置などの税金の優遇措置により、税負担率が低くなっている状況を分析する。

(1) 「真実実効税率」の算定分析

まず、富岡幸雄博士が著書『税務会計学原理』の中で示している「真実実効税率」の算定方法を参考にして、資本金規模別税負担率を算定する²。

「真実実効税率」の算定方法

【「真実実効税率」の算定式】

$$\text{真実実効税率} = \frac{\text{法人税額相当額}}{\text{推定企業利益相当額}}$$

【法人税額相当額の算定】

「法人税額相当額」とは、法人企業が実際に納付する金額であり、次のように求める。

「法人税額相当額」＝「算出税額」＋「留保税額」－「税額控除」

【推定企業利益相当額の算定】

「推定企業利益相当額」とは、「申告所得金額」から企業利益を推定したものであり、次のように求める。

1) 「推定企業利益相当額」＝「申告所得金額」＋「加算項目」－「減算項目」

2) 「加算項目」および「減算項目」は、以下の通りである。

(a) 「加算項目」（企業利益ではあるが、控除許容損金あるいは課税除外益金となり課税対象から控除されるもの）

(イ) 控除許容損金

- ・ 準備金（租税特別措置法による）
「海外投資等損失準備金」、「探鉱・海外探鉱準備金」
- ・ 租税特別措置法の償却の特例

(ロ) 課税除外益金

- ・ 「受取配当益金不算入額」

(b) 「減算項目」（企業利益ではないが非控除損金あるいは課税加算益金となり課税対象とされるもの）

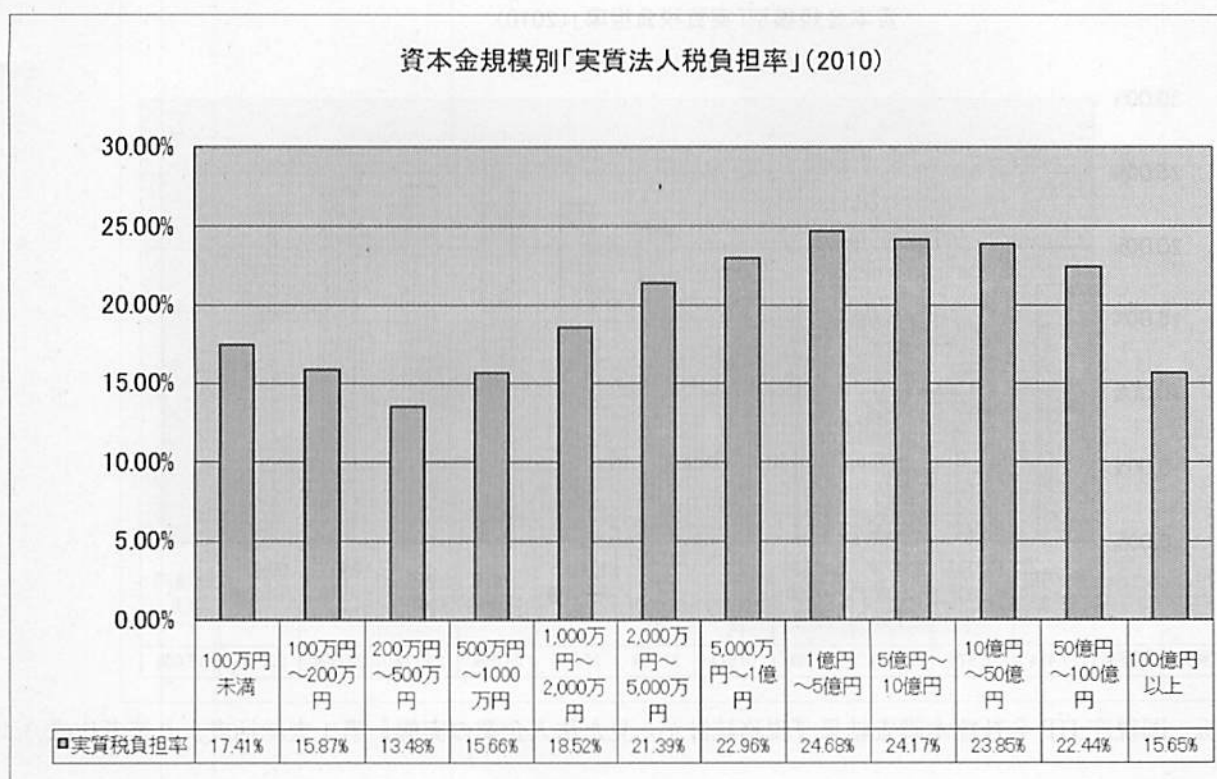
(イ) 非控除損金

- ・ 所得税額控除の所得額への加算分
- ・ 寄付金の損金不算入額
- ・ 交際費等の損金不算入額

「真実実効税率」の調査結果

「真実実効税率」の算定方法に従って算定した資本金規模別の 2010 年度の「真実実効税率」は、次の図 1 となる。すべての企業が法人税率の 30%を下回っていることがわかる。資本金規模 1 億円以下の企業については軽減税率が適用される場合があるため、税負担率が軽くなっている。このような状況は応能負担の原則に反するものではなく容認できる。最も「真実実効税率」が高いのは、資本金規模 1 億円以上 5 億円未満の企業であり、27.98%となっている。次いで、資本金規模 5,000 万円以上 1 億円未満の企業が 27.48%である。資本金規模 1 億円前後の企業の「真実実効税率」が高いことが読みとれる。しかし、資本金規模 50 億円以上 100 億円未満の企業の「真実実効税率」が 24.91%、資本金規模 100 億円以上の巨大企業の「真実実効税率」が 15.87%であり、特に巨大企業の「真実実効税率」が非常に低い状況にあることがわかる。

図 1 資本金規模別「真実実効税率」（2010 年）



(出所：国税庁 HP 会社標本調査結果『税務統計から見た法人企業の実態』第 1 表総括表より作成。)

(2) 「実質法人税負担率」の算定分析

富岡幸雄博士が「真実実効税率」の算定分析を行っているが、この計算式にさらに調整を加えて税負担率の計算を試みる。まず、「推定企業利益相当額」を算定するにあたっての加算項目に繰越欠損金を加える。繰越欠損金を所得から減算できる仕組みは税制特有のものであるため、繰越欠損金によって小さくなっている申告所得金額に繰越欠損金を足し戻すことで「推定企業利益相当額」を算定する。つぎに法人が支払った所得税額は「真実実効税率」の計算上、税額控除の項目として控除されているが、これを「実質法人税負担率」の算定では算出税額に含めて「法人税額相当額」とする。法人が支払った法人税であることには変わらないからである。これらの調整を加えて算定された比率を本稿では「実質法人税負担率」と呼ぶ。

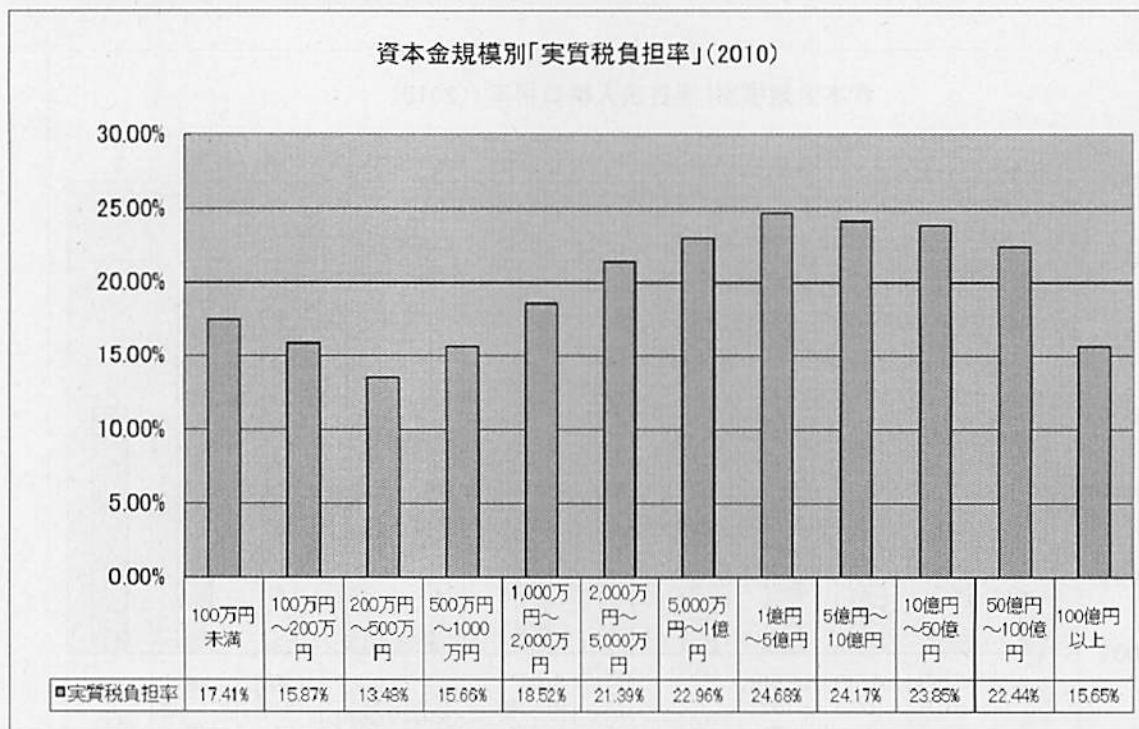
【実質法人税負担率の算定式】

$$\text{実質税負担率} = \frac{\text{法人税額相当額（所得税額控除を差し引かないで計算した額）}}{\text{推定企業利益相当額(繰越欠損金を加えた額)}}$$

「実質法人税負担率」調査結果

先ほど見た「実質法人税負担率」の算定方法に基づき資本金規模別に 2010 年度の「実質法人税負担率」を計算すると次の図 2 のようになる。全体的に「真実実効税率」と比較すると「実質法人税負担率」は 13%から 25%の間にあり、さらに低い税負担率となっていることがわかる。最も高い「実質法人税負担率」は、資本金規模 1 億円以上 5 億円未満の企業の 24.68%である。次いで高いのは、資本金規模 5 億円以上 10 億円未満の企業の 24.17%である。資本金規模 50 億円以上 100 億円未満の企業は 22.44%である。資本金規模 100 億円以上の企業は 15.65%と非常に低い。

図 2 資本金規模別「実質法人税負担率」2010 年



(出所：国税庁 HP 会社標本調査結果『税務統計から見た法人企業の実態』第 1 表総括表より筆者作成。)

(3) 大企業の税負担率の低さの要因分析

大企業の「真実実効税率」や「実質法人税負担率」を引き下げている要因を、算定根拠となっている「法人税額相当額」と「推定企業利益相当額」の内訳から分析してみると次の項目が挙げられる。

- ・「試験研究費の総額に係る控除税額」と「増加試験研究費の特別控除税額」
- ・「海外投資等損失準備金」と「探鉱・海外探鉱準備金」からなる準備金の額
- ・「受取配当益金不算入額」
- ・「租税特別措置法の償却の特例」
- ・「繰越欠損金」

これらの項目は、大企業における使用額が著しく多いために大企業の税負担率を軽くしている。つまり「真実実効税率」や「実質法人税負担率」が低い企業ほど税法特有の優遇措置や租税特別措置を有効に活用していることになる。「試験研究費の総額に係る控除税額」と「増加試験研究費の特別控除税額」は、税金を免除することで「法人税額相当額」を小さくする。「海外投資等損失準備金」と「探鉱・海外探鉱準備金」や「租税特別措置法の減価償却費」や「繰越欠損金」や「受取配当益金不算入額」は、課税所得を縮小する効果があるため「推定企業利益相当額」と比較して「申告所得金額」を小さくする。優遇措置等を適用して支払うべき税金が少なくなるにもかかわらず、企業利益が大きければ税負担率が低下する。「真実実効税率」よりも「実質法人税負担率」が全体的に低下しているので、「繰越欠損金」の影響がすべての資本金規模の企業に及んでいることがわかる。

税法特有の優遇措置や租税特別措置などの税金の優遇措置により、大企業ほどこれらの税制を有効に活用することで税金が免除されている状況がわかる。

おわりに

企業に対する税金の優遇措置により、特に大企業の税負担率が低くなっている状況を分析してきた。企業利益が計上されているにもかかわらず、税制上の優遇措置や租税特別措置で税金が大幅に免除され税金を支払っていないければ、法人税負担率は低下する。特に資本金規模の大きい巨大企業が税負担率を低くできるのは、大企業ほど法人税法上の優遇措置や租税特別措置を有効活用しているからであろう。

消費税増税が議論されているが、消費税は逆進性が高い税目である。逆進性とは、所得が低い者の税負担が高くなることを意味する。その一方で、莫大な利益を計上している大企業の法人税負担率が低いという状況にある。税負担は能力に応じて課税されるべきであるという応能負担の原則に立てば、このような状況は許しがたい。法人課税のあり方についても私たち一人一人が考えていく必要がある身近な問題なのである。

¹ 国税庁 HP 会社標本調査結果『税務統計から見た法人企業の実態』

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm> : アクセス 2012 年 6 月 17 日。

² 富岡幸雄『税務会計学原理』、中央大学出版部、2003 年、1484 頁～1488 頁。近年では、以下の論文にも掲載されている。「不況期の増税で国を減ばすな(上) —経済活性化と欠陥税制の是正が急務—」『税経通信』2012 年 1 月、27 頁。「税金を払っていない大企業リスト 隠された大企業優遇税制のからくり」『文藝春秋』2012 年 5 月、114～122 頁。

【受入図書一覧】

本研究所で2011年11月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書 名	ISBN/ISSN
在留外国人統計 平成23年版	0915-4876
人間開発報告書 2010	9784484114019
改正地方財政詳解 平成23年度	
犯罪白書<平成23年版>	9784904260982
全国首長名簿 2011年版	***
職員の給与等に関する報告及び勧告 平成23年11月	***
三重県埋蔵文化財年報 平成22年度 2012年3月	***
地方交付税制度解説 平成23年度:単位費用篇	***
地方交付税制度解説 平成23年度:単位費用篇(別冊)	***
中小企業施策総覧 平成23年度	9784990264895
日本都市年鑑 2011 Vol.69	9784474027602
学校基本調査報告書: 初等中等教育機関 専修学校・各種学校 編 平成23年度	9784905427049
学校基本調査報告書: 高等教育機関 平成23年度	9784905427056
社会福祉の動向 2012	9784805835975
文部科学法令要覧 平成24年版	9784324094235
社会保障統計年報 平成24年版	9784879548740
日本子ども資料年鑑 2012	9784877583644
厚生統計要覧 平成23年度	9784875115281
保険と年金の動向 2011/2012	***
21世紀施策要覧 2012年度版	***
【改訂版】多文化共生キーワード事典	9784750331966
移民研究と多文化共生	9784275009371
多文化共生政策へのアプローチ	9784750333366
移民政策研究 第3号	9784877984854
移民政策研究 第4号	9784877985219
帝国日本の再編と二つの「在日」	9784750332215
保険化する社会福祉と対抗構想	9784903295626
効率と公平を問う	9784535556799
新年金宣言	9784903295220

編集後記

ロンドンオリンピックや夏の甲子園などのスポーツの祭典に注目が集まったこの夏、一方では、首相官邸前に連日「原発再稼働反対」を訴える人々がおしかけています。ある新聞記事によれば、ツイッターにおける「再稼働反対」の発信回数は5～7月にかけて60万件と驚異的な水準に達したといえます。この問題とならび、実は同じ時期に「消費税増税」のキーワードも37万件発信されており、市民の関心の高さがあらわれています。

今回は、今年度第1号の地研通信として時宜を得た論稿を掲載することができました。応能負担の原則を重視して法人税課税を考える田中研究員の論稿です。税負担はどうあるべきか？是非、ご一読、ご一考ください。(KS)